

令和7(2025)年度 みよし市奨学金のお知らせ

みよし市では、教育の機会均等および有用な人材の育成に寄与することを目的とし、経済的な理由によって修学困難な学生および生徒へ奨学金を支給しています。

1 奨学金の額（返還義務はありません）

高校生	8,000円/月	7月・11月・3月に前4か月分を申請者本人又は保証人に振込にて支給します。
大学生	12,000円/月	

2 申請期間

令和7(2025)年3月3日（月）から令和7(2025)年3月31日（月）まで

3 申請手続き

次の書類を準備、撮影した上で、電子申請にて申請してください。（※①）

(1)	学業成績表（令和6(2024)年度末の通知表または成績証明書の写し）
(2) ①or②	①代理権授与通知書（※②）
	世帯全員の住民票の写し ② 及び 世帯全員の所得課税証明書（続柄・世帯主の記載されたもの）
(3)	令和7(2025)年1月1日時点において、奨学生の同一世帯の構成員以外で主たる生計維持者がいる場合、前住所地の自治体が発行する所得課税証明書や、その者が属する企業・団体等が発行する給与等証明書



電子申請フォーム



電子申請マニュアル

※①：電子申請の入力に不安がある方は、学校教育課までご相談ください。

※②：代理権授与通知書の様式は、学校教育課 HP からダウンロードできます。

4 支給期間

奨学生に認定されてから、奨学生が現に在学する学校の正規の修学期間を修了するまで

※毎年度末に、電子申請にて上記3の書類の提出が必要です。

※申請により要件の確認ができない場合又は申請がない場合は支給取消しとなります。

5 支給対象者及び支給要件

令和7(2025)年4月に高等学校及び大学又はこれと同程度の学校に入学予定もしくは在学中の方で、次の（1）～（3）のすべてに該当する方が対象となります。

(1)	成績優秀（5段階評価で概ね平均3.5以上）かつ品行方正な学生及び生徒である者
(2)	下記の所得要件のいずれかに該当する者 ア 世帯全員の当該年度市民税所得割額が77,101円未満の者 イ 世帯全員の当該年度市県民税が非課税である者もしくは均等割のみ課税されている者 ウ 生活保護を受給している世帯の者
(3)	みよし市に継続して1年以上居住する者の子及びこれに準ずる者

6 その他

詳細は、学校教育課ホームページをご覧ください。



学校教育課 HP